

滝川市社会教育委員会会議規則

制定 平成26年3月28日 滝川市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、滝川市社会教育委員（以下「社会教育委員」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 社会教育委員に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、社会教育委員を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 社会教育委員の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行うものとする。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第4条 社会教育委員は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。